

・令和6年度社会福祉法人指導監査の結果について

1 指導監査の概要

延岡市長の所轄する社会福祉法人32法人のうち10法人を対象に実地監査を行いました。

(1) 実地監査の実施時期

令和6年8月から令和7年2月まで

(2) 対象法人

- ・社会福祉法人松尾会
- ・社会福祉法人双葉会
- ・社会福祉法人千草福祉会
- ・社会福祉法人方財福祉会
- ・社会福祉法人角田福祉会
- ・社会福祉法人みのり会
- ・社会福祉法人たちばな福祉会
- ・社会福祉法人川水流福祉会
- ・社会福祉法人高和会
- ・社会福祉法人つくしんぼ福祉会

(3) 重点指導事項

- ・組織経営のガバナンスの強化
- ・事業運営の透明性の向上
- ・社会福祉充実計画に定める事業の適正な実施

2 指導監査における文書指摘事項及び口頭指摘事項

法令又は通知等に違反する指摘事項は次のとおりです。このうち、文書指摘事項について、改善状況等の報告を求めた結果、全ての社会福祉法人から改善された事実又は今後の改善方針についての報告がなされています。

法令又は通知等に違反する指摘事項	指摘した法人数
① 評議員会及び理事会の議事録において、法令又は定款の規定に基づく者が署名又は記名押印をしていない。	2
② 評議員会の招集に際して、理事会の決議により定めなければならない事項が決議されていない。	2
③ 登記事項の変更が、定められた期限内に行われていない。	2
④ 理事の選任が評議員会で行われていない。	1
⑤ 定款で評議員の報酬等が無報酬とされているにもかかわらず、評議員へ報酬等が支給されている。	1
⑥ その他	8